

平成３１年 第４回教育委員会 会議録

日 時	平成３１年３月２６日（火） 午前１０時～午前１１時３５分
場 所	向日市役所 大会議室
出席委員	永野教育長、白幡委員、松本委員、流石委員、中野委員
事 務 局	教育部長、副部長兼文化資料館長、副部長兼学校教育課長、教育総務課長、生涯学習課長、図書館長、生涯学習課担当課長、学校教育課担当課長、学校教育課主幹２名、天文館長、中央公民館長、教育総務課主任
議 題	委員会諸報告 議案第４号 向日市社会教育委員の委嘱について 議案第５号 人事に関することについて
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、第３回会議録の承認について諮る。 (全員異議なし)
教育長	会議録は承認された。 本日はまず、委員会諸報告として「向日市議会平成３１年第１回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について」の報告を願う。
事務局	— 向日市議会平成３１年第１回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について — (資料に沿って概要を説明) 【質疑等】
委員	向日市通学路交通安全プログラム、向日市交通対策協議会、府内合同連絡会議、向日市通学路安全推進会議について、それぞれの構成はどのようなものなのか。またどのように連携をとっているのか。
事務局	向日市通学路交通安全プログラムについて、平成２６年度に発生した亀岡市での交通事故を契機に、教育委員会主体で通学路の安全を確保するために定めたものであるが、教育委員会のみではなく、交通対策担当である京都府向日町警察署及び本市公園交通課、道路管理者である京都府乙訓土木事務所、本市道路整備課、及び通学路担当である学校教育課で構成されており、年に２回会議を開催し、通学路における危険箇所などの情報共有

	や必要な対策等を講じている。 次に、向日市交通対策協議会について、昭和４０年代頃に京都府向日町警察署が主体となって組織されたものであり、地元の代表の方達が参加されて交通安全について協議を年１回開催している。 また、この協議会に本市学校教育課、公園交通課、道路整備課も出席し、交通安全に関する情報を共有している。 次に、府内合同連絡会議について、京都府が主催される府内市町村担当者等に向けた通学路に関する会議である。この会議で得た情報は、向日市交通対策協議会や向日市通学路交通安全プログラムに適時反映している。 次に、向日市通学路安全推進会議については、向日市通学路交通安全プログラムに基づき京都府向日町警察署及び本市公園交通課、京都府乙訓土木事務所、本市道路整備課、及び学校教育課で構成されている。向日市交通対策協議会や府内合同連絡会議で得た情報等もこの会議の中で共有している。
委員	『こども１１０番のいえ』について、何かあった時に子どもが駆け込むことができるよう、場所の把握や駆け込み訓練ができているのか。
事務局	『こども１１０番のいえ』の場所について学校は把握しているが、日中留守の場合もあるため、子どもに対してどのように周知すればいいのかという課題がある。今後、校長会を交え検討していきたい。
教育長	駆け込み訓練の現状はどうか。
事務局	登校班ごとに『こども１１０番のいえ』を確認しているが、駆け込み訓練までは実施していない。訓練をするためには、『こども１１０番のいえ』の協力者に訓練の趣旨の理解が必要であるため、一斉には訓練を行うことが困難である。今後、方法等校長会を交えて検討していきたい。
委員	現在、『こども１１０番のお店』の取組はされているのか。
事務局	お店の多くは『こども１１０番のいえ』の登録をして頂き、駆け込みができる。
委員	ながら見守りについて、具体的にどのような取組を行うのか。
事務局	取組の中身について今後検討が必要であるが、まず、ながら見守りの趣旨を理解していただき、地域全体で見守りができるよう啓発していきたい。
委員	見守りをしていることがわかるよう何か表示されているものを身に付

	けるべきだと考えるが、身に付けることで負担が生じると懸念する。どのような配慮を考えているのか。
事務局	先行の取組等を含め、今後検討していきたい。
委員	「ながら見守り」ではなく別の言い方にすべきではないか。
事務局	過度な負担がない日常生活の範囲内で見守りを行うという趣旨で名前をつけている。 また全国的にもこの言い方が多いので、当面は「ながら見守り」で進めていきたい。
委員	児童生徒のスマートフォン等の持ち込みについて、実際どの程度であるのか。
事務局	保護者と担任の同意のもと持ち込みしている中学校は1校につき5人程度、小学校では1人ないし2人程度である。
委員	登校後、スマートフォン等を担任に預けている児童生徒はいるのか。
事務局	多くの場合は、児童生徒はカバンから出さず本人が管理している。
委員	LGBTについて、中学校の制服で女子生徒はスカートかスラックスの選択ができるが、男子生徒はそうではない。 おそらく男子生徒がスカートを履きたいと希望した時に学校は対応することになると思うが、男子生徒にも選択肢を与え、このような状況に先生が適切に対応できるかも今後の課題であり、ジェンダー的な偏見がないようにしていくことが大切である。
委員	子ども達が成長発達していく中で、先生の言動でトラウマになるといけない。先生達が理解するための研修も必要である。
委員	LGBTについて、家庭での認識も必要である。親が我が子はもちろんのこと、その友達に関わる時に子どもに正しい知識を教えてあげないといけないと思う。
委員	学校業務改善における校内テスト以外の学力テストについて、実施による負担はあるのか。
事務局	負担ということではなく、児童生徒の学習状況を把握すること、授業改

	善に役立てることで必要なので実施している。
委員	採点の負担はないのか。
事務局	学校で採点を行っていないため採点の負担はない。
委員	勝山中学校の不登校生徒は他の中学校と比べて多いのか。
事務局	多い。また不登校率も高い。
委員	「地域的な原因のものなのか、たまたまなのか。」という質問をされているが、地域的な原因ではないと思う。
事務局	地域性などの特徴はなく、年度によって各校の状況は変動する。
委員	不登校の連鎖はするのか。
事務局	兄弟間や知り合いの子が休むなどで連鎖することは多い。 学校を休んでも問題がないという意識は全国的にも広がっている。
教育長	次に、「「児童虐待防止対策の抜本的強化について」等を踏まえた対応について」報告願う。
事務局	—「児童虐待防止対策の抜本的強化について」等を踏まえた対応について— 1月にあった千葉県野田市の虐待による死亡事故を受け、これまでの児童虐待防止対策を見直し、方向性を支援したものである。 中身については、これまでの虐待に関係する通知に加え、子どもの権利擁護について強化するものや、児童相談所の体制強化が盛り込まれた。教育委員会としては、これまでと同様専門スタッフの配置支援を行い虐待防止に努めていく。 また、文部科学大臣メッセージを新学期に児童生徒に配布を予定しており、校長会で趣旨を申しあわせ取り扱いを検討する会議を開催予定である。 【質疑等】
委員	番号を3桁にしたり、親に見られずにパッと電話をかけられるような場所があるといい。

事務局	虐待については、啓発カードを公共機関のトイレ等に配布している。
事務局	短縮ダイヤルは「いちはやく」「189」。 小学校の場合、電話よりも担任、養護教諭が最も虐待を見つけられる可能性が高い。 中学校の場合、電話やメールの相談が多くなるので、色々なチャンネルを用意しておくことが重要。
委員	いじめの時に出しているものは。
事務局	名刺大のカードに伝言ダイヤル等が書いてあり、ポケットに入るようになっている。
委員	文部科学大臣のメッセージについては、最終どう処理するのか。
事務局	学校長と相談するが、これは子どもへのメッセージとして配布する。
委員	ルビを打っていても小学1年生には理解が難しいのではないか。
事務局	まだ平仮名を習っていないため、配布の仕方について、今後検討していきたい。
委員	大きなポスターで全国バージョンはないのか。少なくとも向日市全体として同じものを出したほうが良いのでは。 また、学校にも掲示する必要があると考える。
委員	いじめ等の相談専用のメールアドレスやLINEはあるのか。
事務局	メールアドレスや電話番号はある。LINEでのいじめ等の相談については、京都府教育委員会において、昨年度2回試行されたが、今後の動向については確認していきたい。
教育長	議案第4号「向日市社会教育委員の委嘱について」を上程する。 この議案は人事に関することから、教育委員会会議規則第14条に基づき、秘密会にしたいと思うが、賛成の方は挙手願う。 (全員挙手)
教育長	全員挙手により秘密会とする。

	(以下秘密会)
教育長	議案第４号「向日市社会教育委員の委嘱について」の採決を行う。
	(全員挙手)
教育長	議案第４号は承認された。
	次に、議案第５号「人事に関することについて」を上程する。
	この議案は人事に関することから、教育委員会会議規則第１４条に基づき、秘密会にしたいと思うが、賛成の方は挙手願う。
	(全員挙手)
教育長	全員挙手により秘密会とする。
	(以下秘密会)
教育長	議案第５号「人事に関することについて」の採決を行う。
	(全員挙手)
教育長	議案第５号は承認された。
教育長	以上秘密会を解く。
	(以上秘密会)
教育長	閉会宣言

平成 3 1 年第 4 回教育委員会

平成 3 1 年 3 月 2 6 日 (火)

午前 1 0 時から

向日市役所 大会議室

1 開 会

2 会議録の承認について

3 議 案

委員会諸報告

- ・向日市議会平成 3 1 年第 1 回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について

- ・「児童虐待防止対策の抜本的強化について」等を踏まえた対応について

議案第 4 号 向日市社会教育委員の委嘱について

議案第 5 号 人事に関することについて

4 閉 会

向日市議会平成31年第1回定例会一般質問答弁要旨及び総務文教常任委員会質疑について

平成31年3月26日

教 育 総 務 課

平成31年3月4日から6日までに開催されました、向日市議会平成31年第1回定例会一般質問答弁について、教育委員会分は以下のとおりでしたので報告します。

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
(公明党議員団 長尾 美矢子) 防犯対策について 向日市通学路安全推進会議について	【教育長答弁】 平成26年度に策定した『向日市通学路交通安全プログラム』に基づき、交通対策担当である京都府向日町警察署及び本市公園交通課、道路管理者である京都府乙訓土木事務所、本市の道路整備課、及び通学路担当である学校教育課の5者で構成しており、プログラムで必要に応じて、学校やPTAなども参加できるよう定めている。 また、会議については年2回開催しており、通学路安全確保のためのPDCAサイクルに基づき、主に交通安全の観点から、安全対策の実施、対策後の効果の確認、対策の改善・充実などを図っている。
地域連携について	現在、学校やPTA、見守りボランティアの方々などが、日々、各小学校区において、児童の登下校時における見守り活動に参加いただき、ご尽力をいただいている。 長尾議員にも、毎朝、第5向陽小学校の登校児童の見守りにご協力いただいております、厚く御礼申し上げます。 また、各小学校においては年度当初にPTAの地区委員が中心となり、地区担当の教職員や児童とともに通学路の安全点検を実施し、連携を図っている。 さらに、毎年4月と9月の子どもの交通事故防止推進日には向日市、向日市教育委員会、向日市交通対策協議会、各小学校、各小学校PTA、及び向日町警察署の各関係機関が合同で、児童の登校時の声かけ活動を実施している。 今後も、これらの活動を通して各関係機関の相互連携を深め、子どもたちの安心安全の確保に努める。
登下校時の防犯対策について	従来、教育委員会では、文部科学省はじめ関係省庁の取組に関する通知等により、学校安全や防犯対策についての情報提供を受けている。 また、京都府教育委員会、府警本部、及び府道路管理者等で構成する「通学路安全対策に係る府内合同連絡会議」にも定期的に参加をしており、府内市町の教育委員会で危険箇所や交通安全、防犯の取組などの情報を共有し、安全対策の一層の推進を図っている。

合同点検の状況について 情報共有について パトロールの頻度について	議員紹介の「登下校防犯ポータルサイト」「文部科学省×学校安全サイト」「自主防犯ボランティア活動支援サイト」などでは、学校安全や児童生徒の登下校時の安全確保について、数多くの資料が公開されており、中でも青色防犯パトロール車について、継続的な実施により犯罪抑止が図られた好事例などが紹介されている。 本市においても、青色防犯パトロール車による見回りを随時実施しており、今後も継続的にパトロールを行い、防犯対策をさらに推進する。 加えて、今後とも、関係省庁のホームページ等の情報も参考にしつつ、学校安全の確保や防犯対策に有用な情報の収集に努めてまいりたい。 平成30年6月に関係閣僚会議で取りまとめられた『登下校防犯プラン』において、「通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善」が挙げられており、通学路の防犯の観点による緊急合同点検の実施と、危険箇所に関する情報共有を行うことが示された。 これに基づき、教育委員会の学校教育課及び生涯学習課、各小学校、本市防災安全課、道路整備課及び公園交通課並びに向日町警察署が参加する通学路等の「緊急合同点検」を実施することとし、昨年9月に学校教育課から各小学校に危険箇所の照会調査を行い、合同点検の必要性が高いと思われる8箇所について、今年の1月8日から10日までの3日間に現地調査を行い、各関係機関による情報共有を図った。 現在、現地調査の点検結果に基づき、合同点検に参加した各関係機関で対応策の検討や協議を行っており、危険箇所の改善や各関係機関の連携体制の強化など、警察のパトロールを含め、より有効な対策を講じる。 なお、登下校時の警察によるパトロールについても、従来、向日市通学路安全推進会議において、関係機関や学校から寄せられる登下校の際に注意が必要な箇所などの情報に基づき、警察による見回りの強化をお願いしている。 また、不審者事案が発生した際には、事案の内容に応じて学校や保護者から警察への通報を促し、特に重点的な見守りパトロールを行うよう、お願いしている。
見守り活動について	現在、交通指導員を、各小学校の通学路上に、登校時30箇所、下校時14箇所の計44箇所の配置を行っている。 交通指導員の配置箇所については、道路状況の変化や児童の通学状況などを踏まえつつ、各学校からの要望や意見を随時聞き取って反映させることで、最適な配置となるように努めている。 議員お尋ねの、交通指導員の人数や配置箇所については、今後、各学校からの聞き取りを行うこととしており、PTAや見守りボランティアなど地域の状況を踏まえながら総合的に検討してまいりたい。

ながら見守りについて	い。 先に述べたとおり、日々の通学路の見守り活動については、学校やPTA、見守りボランティアによる献身的な協力をいただいているが、議員指摘のとおり、さらに地域の方々に日常生活の中で、子どもへの見守りの目を持っていただくことは、より有効な防犯対策につながるものと認識している。 従って、今後、「ながら見守り」の取組が進むよう、地域の方々や保護者の皆様、また、企業や法人などにご協力をいただきたいと考えているが、まずもって「ながら見守り」について防犯上の意義等を広くご理解いただくとともに、誰もが、いつでも実施できる取組として、市広報やホームページなどを通じて協力を呼びかけたい。
防犯教育について	『こども110番のいえ』の市内における件数については、向日町警察署に問い合わせたところ、現在、登録者名簿等の精査を行っており、現時点での把握数として、市内で約150軒の登録が行われていると伺っている。 『こども110番のくるま』については、警察で登録管理を行っている制度ではなく、事業所や団体等において自主的にボランティアとして行われているものであり、その台数については、警察で把握はされていないとのことである。 なお、『こども110番のいえ』の駆け込み訓練については、110番の家に登録いただいている家庭や団体等の協力が必要であることから、現時点で実施している学校はない。 また、保護者の方と子どもの情報共有については、先に答えたとおり、各小学校で年度当初にPTAの地区委員が中心となって、通学路の安全点検を実施し、各校区の安全マップを更新するなど、防犯上、注意が必要な箇所についても、学校と保護者・児童の間で情報共有を図れるよう、防犯の取組を推進している。 加えて、各小中学校では児童生徒が把握した不審者情報等について、各家庭を通じて学校に報告するよう指導されており、疑わしい事案を含め、多くの情報が寄せられている。
情報提供について	各小学校における集団下校の実施や、毎年、小中学校の新1年生に配布している防犯ブザーの利用方法については、各学校で指導が行われており、登下校時の安全確保に努めている。 また、ICタグを活用しての登下校管理を始め、児童生徒の登下校の安全確保に資する有用な情報については、今後とも、校長会や向日市PTA連絡協議会に対して情報提供する。
スマートフォン等の持ち込みについて	平成21年の文部科学省の「学校における携帯電話の取扱い等について」の通知では、「携帯電話は、学校における教育活動に直接必要のない物であることから、小・中学校においては、学校への児童生

(再質問) 「こども 110 番のいえ」の駆け込み訓練について、今は行っていないとの答弁であったが、今後どのように考えているか	徒の携帯電話の持込みについては、原則禁止とすべき」と示されており、全国的にも本通知と同様の取り扱いが行われているものと承知している しかしながら、議員指摘のとおり、昨年 6 月に発生した大阪府北部の地震の際、登校中の児童生徒の安否確認に時間がかかったことを踏まえ、去る 2 月 18 日、大阪府教育委員会では、災害時の連絡手段として、公立小中学校でスマートフォンや携帯電話の持ち込み禁止を緩和する一方、携帯電話の取扱いに関するルールや適切な使用について、児童生徒及び保護者に条件を付す「学校での携帯電話等の取扱いに関するガイドライン」の素案を作成し、通知していると伺っている。 このことについて、柴山文部科学大臣は、翌日の記者会見において、「大阪府の動向を注視しつつ、学校を取り巻く環境や児童生徒の状況の変化を踏まえ、平成 21 年に発出の通知について見直しに係る検討を進める」との見解を示されている。 本市小中学校においては、平成 21 年の文部科学省通知も踏まえ、学校におけるスマートフォンや携帯電話の持込みを原則禁止としているが、区域外通学等で登下校に時間がかかるなど、保護者からの相談を受け、申請等にて持込みを認めている例がある。 その際、学校では、管理や使用のルールについて指導しているため、携帯電話等の持込みに係る問題や苦情はないと聞いている。 また、本年度における本市児童生徒の携帯電話等の所持率は、小学校 4 年生で約 44%、中学校 1 年生では約 68%、中学校 2 年生では約 76%となっているが、これまでのところ、保護者から教育委員会に対して、携帯電話等持込み禁止について緩和等の要望はない。 携帯電話等の持込みを認める場合には、その意味や目的を明確にし、管理方法や使用のルール等について学校と保護者とが共通理解を図っていく必要があることから、教育委員会としては、今後、大阪府や、見直しを検討するとされている文部科学省の動向を注視するとともに、校長会及び向日市 P T A 連絡協議会と携帯電話等の取扱いについて意見交換をしてまいりたい。 【教育長答弁】 いざという時のための訓練は大事だと考えている。また児童生徒の状況は校長が把握しているので、今後、校長会で意見交換して議論したい。
---	---

(MUKOクラブ 太田 秀明) 多目的グラウンドの 確保について	【教育長答弁】 スポーツは人生をより豊かに充実したものにするとともに、心身の健康の保持・増進や、青少年の健全育成など多面にわたる役割を果たすものであり、本市のスポーツを推進する上で、多目的グラウンドの整備は重要であると考えており、『ふるさと向日市創生計画』においても、防災拠点としての機能を備えた多目的グラウンドの整備検討を掲げている。 また、昨今の台風や地震、記録的豪雨などの大規模災害をみると、改めて防災機能を備えた多目的グラウンドが必要であると感じている。 こうした中で、今年度は、防災・公園・スポーツの担当者が、高槻市にある古曽部防災公園を視察した。敷地内に体育館や防災機能を備えた多目的広場、野球場などがあり、多目的広場には、かまどベンチやマンホールトイレ、テントが張れる遊具などが整備されており、昨年6月に起きた大阪北部地震の際には、支援物資の配布や自衛隊による入浴支援など防災公園としての機能を果たしたと伺っている。 本市においても、こうした防災拠点としての機能を備えた多目的グラウンドを整備したいと考えているが、整備にあたり、何よりまとまった用地の確保が必要であり、一定面積を有する土地が確保できていない。 また、周辺環境への影響や財源の確保などクリアすべき多くの課題があるが、生涯スポーツの振興と安全な避難場所等の確保が求められる中で、引き続き一つ一つの課題についてしっかりと検討を行い、市民の皆様がよりスポーツに親しめる環境づくりに取り組んでまいりたい。
(村田 光隆) 感染症の対策について インフルエンザによる 学校の対応等について	【教育部長答弁】 本市においては、昨年11月20日に本年度初めての学級閉鎖があり、本日現在、累計で、小学校28学級、中学校4学級において学級閉鎖の措置がとられた。 また、学級閉鎖のために実施できない授業は、今年度1回の閉鎖につき、平均15時間程度となっており、その回復授業を実施している。 各学校では、学習指導要領に示されている標準授業時間数を確保できるよう、一定期間を短縮授業にすることにより7時間目の授業を行ったり、朝学習の時間に授業を行ったりするなど、児童生徒の過度の負担とならないよう、工夫して学習を進めている。 次に、予防対策・指導についてであるが、学校においては、体育科の保健学習や学級活動を中心に保健教育を実施するとともに、教職員による「手洗い・うがい・マスク・換気・咳エチケット」等の日常的な指導、給食前のアルコール消毒の実施、活動等を行っている。 また、留守家庭児童会では、外から戻ってきたときやおやつの前の

(日本共産党議員団 常盤 ゆかり) 中学校給食について リフト等の設置について 現場教職員の意見について	手洗いの励行を呼びかけている。 さらに、家庭での予防や感染の拡大防止に努めてもらうよう、学校だよりやホームページ等を活用し、随時、情報の提供を行っている。 今後におきましても、児童生徒が生涯を通じて健康な生活を送る基礎を培うことができるよう、学校教育活動全体を通して、保健教育を推進する。 【教育長答弁】 前回の定例会でも答えたとおり、教育委員会では中学校給食実施にあたり、配膳室から教室までの円滑な配膳方法について、これまでもからリフトなどの設置を含め、様々な検討を行ってきた。 しかしながら、リフトの設置などの建物の増築や改築を行う場合については、建築基準法第6条の3に定める構造計算適合性判定が必要となり、判定結果によっては改めて耐震診断が必要となるなど、増改築部分だけでなく建物全体の見直しが必要となる。 本市の3中学校の校舎については、建築されてから相当の年月が経過しており、最後に建てられた寺戸中学校においても、経過年数が40年近くになり、老朽化が進んでいる。 そのため、すべての建築基準関係規定の適合を図るためには相当な時間と経費が必要となる。 また、先日、常盤議員におかれても給食実施後の学校の状況をご覧いただいたが、生徒は全員で協力しながら、てきぱきと配膳から喫食、後片付けに至るまでを円滑に実施できていることから、現在のところ、現有校舎にリフトなどの昇降・運搬に係る設備を設置することは考えていない。 1月15日のプレ給食開始以来、学校栄養教諭や市の栄養士、学校給食センター職員が各学校の給食の状況を日々視察しており、その教職員から聞いたところ、「給食開始前は生徒が混乱し大変ではないかと予想していたが、生徒が早く適応し、配膳から喫食までスムーズに進んでいる」、「あたたかく、おいしい給食を生徒も喜んで食べており、残食も少ない」といった様子や、「生徒が配膳中も声を掛け合い、楽しそうに給食を食べるなど、生徒間のコミュニケーションが増えた」、また「朝食をきちんと食べられていない生徒が、給食を食べることにより、栄養のバランスを確保できている」との声を聞いている。 一方で「物足りないと感じている生徒が一部いる」や、「おかずの味が薄く、コクがない時がある」との声や、「中学校給食を適切に運営するためには、教職員及び生徒へのアンケート調査等が必要ではないか」と言った意見もあることから、今後、学校現場とよく協議していきたいと考えている。
--	--

学校での給食食材について	今年度の学校給食において、向日市内産で使用した給食食材の種類についてお答えする。 まず、小学校給食においては、各学校にそれぞれが給食食材を直接調達しており、13種類の市内産野菜「たけのこ・キャベツ・茄子・たまねぎ・トマト・さつまいも・ねぎ・大根・聖護院大根・小松菜・白菜・ほうれん草・水菜」と地元のお米を給食の献立に応じて食材として使用している。 一方、中学校給食については、1月21日から開始したところであり、また、学校給食センターで一括して大量に調達するため、市内産食材の活用は少ない状況であるが、これまでに、7種類の市内産野菜「ねぎ・水菜・小松菜・白菜・大根・キャベツ・ほうれん草」を使用しており、来年度以降については、できるだけ市内産野菜を調達して使用したいと考えている。
(再質問) 今後、学校施設を改修する際にリフトの設置等は考えているか。また、地元食材の活用について量の確保についてどのように図っていくのか。	【教育長答弁】 リフトも含めて、その時代時代に応じた学校施設について中長期的視野で検討していきたい。また、地元食材については地元で採れたものを食べる行為そのものに意味があり、量の確保については地元農家の方とお話をしていきたい。
LGBTについての小中学校の教職員・PTAへの研修、教育現場での取組について	【教育長答弁】 LGBTなどの性の多様性に関する人権課題については、学校教育において、該当児童生徒への適切な支援とともに、すべての児童生徒の人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることができるよう、理解と認識を広げる教育が必要であると考えている。 このため、各学校において全教職員が、多様な性の在り方やLGBT等の概念について正しく理解・認識することが重要であり、また日頃指導にあたる教員には、悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者となり、その時々に応じたきめ細かな対応が求められることから、教育委員会としては、教職員の理解、促進を図る研修を進める必要があると考えている。 本市においては、昨年度、勝山中学校が実施したLGBTの方を講師とした講演会には、教職員、保護者、学校医に加え他校の教員も参加し、性の多様性について参加者の理解を得られたところであり、今年度は教育委員会が主催する向日市教職員研修において「LGBTへの理解と児童生徒に対するきめ細かな対応について」研修を実施した。 参加した教職員からは「今後、児童生徒への言葉遣いや指導の方法を見直していきたい」、「自分が教室でできることを実践していきたい」「日常生活で、どんなことでも受け入れる雰囲気を意識したい」

留守家庭児童会について 指導員の配置基準について	などの感想があり、今後も研修等を通じ、性の多様性への理解を深めて参りたいと考えている。 また、今年度、小学校４校、中学校１校で性の多様性への理解を図る校内研修や職員会議を実施しており、教育委員会としては、今後校長会とも協議の上、さらに全校での研修が推進されるよう努める。 また、ＰＴＡへの研修については、すべての教育の出発点である家庭教育を担う保護者においても、性の多様性への理解と認識を深めることが重要であると考えている。 このため、教育委員会としては、向日市ＰＴＡ連絡協議会と、ＬＧＢＴなどの性の多様性に関する人権課題について認識を共有する必要があると考えており、学校での取組や研修の状況等を紹介しながら、ＰＴＡにおけるＬＧＢＴ研修の実施について、意見交換をして参りたいと考えている。 さらに、教育現場での取り組みについてであるが、服装や修学旅行での対応など、学校現場での具体的な指導については、具体的な対応事例等を記した、文部科学省作成の性同一性障害や性的指向・性自認についての教職員向けのパンフレットを配付し、各小中学校で性同一性障害にかかる児童生徒へのきめ細かな対応について、教職員の理解促進を図っている。各小中学校での具体的な取組としては、保護者等の要望を踏まえ、第４向陽小学校では今年度から、第２向陽小学校では来年度から、男子用とされていた通学用の帽子を女子も使用することを可能とし、西ノ岡中学校では、来年度から、女子生徒用のスラックスを導入し、スカートとスラックスのどちらでも希望できる取扱とした。 今後、教育委員会としては、こうした取組を他校においても取り入れる方向で、校長会とも協議を進め、その時々児童生徒の状況等に応じた支援を図って参りたい。 【教育長答弁】 本市留守家庭児童会については、向日市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、及び厚生労働省策定の放課後児童クラブ運営指針に基づき、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう運営している。 平成３０年１２月２６日の閣議決定で、平成３０年の地方からの提案等に関する対応方針が示された。 その対応方針の中で、現行児童福祉法第３４条の８の２第２項により、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については、市町村が厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとされているが、当該従うべき基準を、市町村が地域の情報等を踏まえた柔軟な対応ができるよう参酌すべき基準とし、こうした内容を含む地方分権に係る所要の一括法案を、２０１９年通常国会に提出すること
-------------------------------------	---

	を基本とされた。 なお、法施行後３年を目途とし、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。 本市の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」については、第１０条において、児童福祉法の「従うべき基準」を踏まえ、放課後児童支援員を支援の単位ごとに２人以上置くこと、また放課後児童支援員は保育士や社会福祉士などの資格を有した上で都道府県知事が行う研修を修了する必要があること、さらに同法の「参酌すべき基準」を踏まえ、支援の単位あたりの児童数はおおむね４０人以下であることなどを定めており、本市においては、直ちに条例改正する状況にはないと考えている。 今後、国の法改正等の動向や近隣市町村の対応を注視しつつ、入会児童数や運営状況など、本市の実情を踏まえ、引き続き、子どもたちが安心して過ごせる生活の場の提供に努めてまいりたい。
「もずめクラブ」について	もずめクラブは社会福祉法人大原野児童福祉会が運営主体として、平成３１年４月開設予定で準備を進めてこられた。 質問の一つ目、放課後児童支援員の体制についてであるが、保育士及び幼稚園教諭資格を持つ放課後児童支援員を４名確保し、育成にあたる予定をされている。 二つ目の新年度の開所については、４月３日開所で保護者に通知を送っておられ、開所日が４月３日となった理由は、開設初年度のため、円滑な開所が行えるよう、併設するもずめ保育園の開園とスケジュールを調整したためとのことであった。 なお、もずめクラブからは、「保護者の方々へ入会時期についてご説明し、ご理解を頂いている」と伺っている。
（再質問） 保育士４名は常駐されているか。 また、時間配分はどのようなになっているか。	【教育長答弁】 もずめクラブの放課後児童支援員は、専任３名、兼任１名と聞いている。詳しいシフトはもずめクラブで設定されるため、把握はしていない。
不登校児童生徒及びひきこもり支援について 適応指導教室の開室日増を含めた体制強化について	【教育長答弁】 教育委員会においては、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立する支援を目指し、適応指導教室を開室しており、通室生の主体性の育成や人間関係の改善等を図ることにより、学校への復帰や希望進路の実現につなげている。 通室生については、昨年１２月定例会でお答えしたとおり、昨年度後半から通室者数や通室日数が増え、今年度も増えている状況である。

京都府の不登校児童生徒支援拠点整備事業費について	そうした中、通室生の個々の状況に応じた支援を一層充実させるため、支援体制については、指導員の複数体制を目指し、臨床心理士を養成している大学と鋭意調整を重ね、昨年度は水、木、金曜日の3日間とも指導員1名体制であったが、9月から金曜日に新たに1名の人材を確保し、複数体制とした。 さらに、今年度については、年度当初から木、金曜日にそれぞれ臨床心理を学ぶ大学院生を2名ずつ配置し、9月からは残る水曜日についても1名人材を確保し、全開室日における指導員の複数体制を確保した。 来年度についても、先ずは複数体制の維持が不可欠であり、現在、教育委員会としては、来年度の指導体制を整えるべく、臨床心理士を養成する大学と協議を重ねている。 開室日や時間帯を増やすには、更なる人材確保が必要であり、現時点では、困難な状況である。 市町が設置する教育支援センター等を、不登校児童生徒支援の中核的な拠点と位置付け、通所希望者への支援はもとより、支援を通じて蓄積した知見や技能を生かし、通所を希望していない児童生徒への家庭訪問による支援や、各学校の状況把握など、多様な支援を展開し、不登校児童生徒への支援を充実させる事業である。 具体的には、来年度、スクールカウンセラーや、まなび・生活アドバイザーといった専門家や、学習支援等を行う心の居場所サポーターを教育支援センター等に配置し、それぞれの専門性を生かした効果的な支援を行うとされている。 教育委員会としては、適応指導教室に通室を希望する児童生徒だけでなく、通室を希望していない児童生徒への支援が必要であると考えており、京都府教育委員会へ、同事業による専門家等の配置を要望している。 また、フリースクールについては、本市でも京都市内や亀岡市内の京都府教育委員会認定のフリースクールをはじめ民間施設に児童生徒が通室しており、向日市内においても今年度新たに民間施設が開設され、11月から児童生徒が通室している。 児童生徒の在籍する学校は民間施設と出欠状況や支援の状況について連携を図っているところであり、今後、教育委員会としても、各民間施設の状況を把握しながら、同施設との連携のありかたについて検討したいと考えている。
京都府のひきこもり早期支援事業費の拡充について	脱ひきこもり支援センターの早期支援特別班と教育機関との連携を強化するとともに、早期支援を実施することで、卒業後のひきこもり化等を防ぐ事業と聞いているが、具体的な事業の詳細については現在調整中とのことである。 教育委員会としても、早期支援によって、中学校卒業後も社会との接点が途切れることなく、シームレスな支援を行うことが大切であ

(再質問) 開設日の増について、天文館が月火閉館日であっても人材確保ができれば可能だと考えているのか (要望) 今後も人材確保に努めていただきたい。 (飛鳥井 佳子) アサーションやアンガーマネジメントを広める事業について (日本共産党議員団 丹野 直次) 竹林整備とはり湖山の再生計画について 台風による古墳の被害状況について	と考えているので、今後、府の説明を伺った上で、本市の状況を踏まえ、本事業の活用を検討したいと考えている。 【教育長答弁】 人材確保ができなければ何もできない。人材確保の見通しが立ち次第、次の開館日の話ができるので、まずは人材確保に努めたい。 【教育長答弁】 我が国では、アサーションやアンガーマネジメントは、主に医療・教育・福祉等に携わる方への研修や、企業研修等で活用されており、議員紹介のとおり、他の分野でも取り入れられ、広がりつつあると承知している。 こうした手法が広がることによって、すぐ怒ったり、弱いものいじめをせず、寛容で共生できる向日市民が増えることこそが豊かなまちづくりであるという考えは、本市が目指す、お互いの人権を尊重し合い、共に生きることができるまちづくりに通じるものと考えている。 近年、社会問題化しているあおり運転や近隣トラブル、いじめ、DV、虐待等については、怒りをコントロールするアンガーマネジメントを身につけることによって、事象防止への効果が期待される場所である。 また、教育委員会が行っている教育相談は、子育てや家庭教育に関する悩みも多く寄せられており、アサーションやアンガーマネジメントの方法は、親子のコミュニケーションを図る上でも有用であると考えられる。 本市の社会教育においては、これまでから主に学齢期や就学前のお子さんをお持ちの保護者の方を対象に、家庭教育講座を実施しており、来年度においては、まず、同講座において、アサーションやアンガーマネジメントを取りいれたいと考えている。予算化等を含む今後の展開については、その実施状況を踏まえ検討する。 【教育部長答弁】 昨年9月4日に本市を通過した台風21号により、これまでに経験したことのない暴風に見舞われ、屋根瓦が落下するなど家屋の一部損壊、桜の径や竹の径をはじめとする多くの道路で倒木などによる通行不能の箇所が発生、公園や学校などの公共施設敷地内でも多くの倒木が確認された。
---	---

	一方で、教員は、授業以外の事務業務や、成績処理、教育相談、生徒指導に関する業務を、また、中学校においては、さらに進路指導や部活動の指導などの業務も行っており、加えて、近年の不登校児童生徒への対応や特別な支援の必要な児童生徒への対応が増加しており、そうしたことが、教員の長時間勤務の要因として考えられる。 さらに、本年１月２５日に中央教育審議会から出された「学校における働き方改革に関する総合的な方策に関する答申」の中で、家庭や地域の教育力低下に伴い、学校に対する過度な期待・依存や、多様な家庭の存在が指摘され、本来であれば家庭や地域でなすべきことが、学校に委ねられてきており、いわゆる「日本型学校教育」の下、学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大されてきたと指摘されており、こうしたことも要因の一つとして考えられる。 また、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」、いわゆる「給特法」については、同答申の中で、学校の勤務時間管理が不要であるとの認識が広がり、同時に、教師の時間外勤務を抑制する動機付けを奪い、長時間勤務の実態を引き起こしているとの指摘が紹介されている。 あわせて、業務改善の基本となる勤務時間に関する意識については、教員の強い使命感と責任感から、自校の児童生徒に関わるあらゆる業務を、自らの業務とみなして、範囲を拡大し続ける状況になっているとの指摘もされている。 他方で、現行の「給特法」に規定する超勤４項目を廃止し、放課後や休日等の超過勤務は、全て管理職の指揮命令の下で行わなければならないとしたり、超過勤務を命ずる際には、３６協定を要することとし、あらかじめ超過勤務の内容や時間を決めなければならないとしたりすることは、現状を追認する結果となり、働き方の改善につながらないのではないかと、また、日々変化する目の前の子ども達に臨機応変に対応しなければならない学校において、現実的に対応可能なのかといった観点を踏まえる必要があるとの意見が述べられている。 これらのことから、答申では、「給特法」の基本的な枠組みを前提とした上で、教職員定数の改善を含む、様々な在校時間の縮減のための施策を総合的に実施することで、学校における働き方改革を確実に実施することを優先すべきであり、「給特法」に定める諸制度においては、今後必要に応じ、中長期的な課題として検討すべきであるとされている。 教員の長時間勤務の解消については、服務監督権者である教育委員会として、業務改善等の取組を推進していくが、国において、教職員及び専門スタッフ等、学校指導・運営体制の強化・充実をはじめ、制度面を含む条件整備を図られることが何より重要であると考えている。
--	--

定数外での短時間勤務の配置について	任命権に属することであり、全国都道府県教育長協議会から国に対して改善の要望がなされていると伺っている。 また、免許更新制度については、法律に定められた制度であることから、適切に遵守されるよう努めている。
施策の見直しについて 業務改善について	教育委員会としては、今年度、夏休み作品展等の各種大会や研修会など、市主催の6事業について、校長会とも協議のうえ、見直しを図った。 また、各学校では、業務改善に向け、教職員の校内アンケート調査や話し合いなどから、会議や打ち合わせの精選・短縮をはじめ、ノー残業デーや夜間における電話対応時間の設定など、各学校の実情に応じた工夫が行われており、こうした取組が教職員の勤務時間の縮減につながるとともに、勤務時間を意識することで、これまでの働き方を見直す効果があると考えている。 さらに、これらの取組を効果的に進めるためには、保護者や地域の方などにその趣旨を広く知っていただき、理解をいただくことが重要であると考え、昨年10月には、市教育委員会と小中学校の連名で、教職員の働き方改革の取組についてのお知らせを、保護者や関係諸団体、地域に、配布及び回覧し、ご協力と呼び掛けた。 今後においても、働き方改革の視点を大切にして、業務の見直し・改善に努めたいと考えている。
部活動について	本市では、京都府教育委員会策定の「京都府部活動指導指針」を踏まえ、「向日市部活動指導方針」を昨年8月に策定し、「働き方改革の取り組みについてのお知らせ」の中でも紹介するとともに、市教育委員会のホームページでも掲載している。 本方針では、部活動の練習・活動について、平日2時間、休日3時間程度と設定し、かつ休養日を週当たり土日を含む2日以上設定するなどの方針を定めている。 各中学校では、本方針を踏まえた各校の「部活動方針」を策定するとともに、教職員で共通理解を図り、各部活動での年間計画や生徒、保護者へお知らせする活動計画の作成など、本年4月からの実施に向け、準備を進めている。
教職員の働くルールについて	先ほど申し上げた「中央教育審議会答申」を踏まえ、文部科学省において「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が策定されたところであり、京都府教育委員会においても、方針等を策定することとされている。 今後、文部科学省及び京都府教育委員会の方針等を参酌し、本市のガイドラインの策定について検討したいと考えている。 また、勤務時間把握と健康管理については、先ほどお答えしたとおり、今年度、新たに出退勤管理システムやストレスチェック、医師面接を導入した。

非正規教職員の待遇改善について (再質問) 学校の業務改善を考えて、学校での校内テスト以外の学力テストを厳選できないか。 (日本共産党議員団 米重 健男) 道路について 第3向陽小学校裏門に接続されている道路について	正規の教員も含め、教職員の処遇については、任命権者である京都府教育委員会の権限及び責任のもとに行われるものであり、給与や報酬単価の改定、休暇制度の拡充などに取り組んでこられた。 また、地方公務員法等が改正され、都道府県により、まちまちであった非正規職員の任用や勤務条件について、新たな制度が創設され、こうしたことも含めて、待遇の改善に向けて取り組むと伺っており、今後の動向を注視し、必要に応じて、改善等の要望を行いたいと考えている。 【教育長答弁】 全国学力・学習状況調査、府学力診断テスト等は、児童生徒一人一人の学力状況を把握し、学力を伸ばすこと、教員の授業改善につなげることに効果があると考えている。業務改善に向けては、全体を見て考えていく。 【教育部長答弁】 ご質問の私道については、第3向陽小学校北門から市道第2116号線につながる南北の道路であり、現在、第3向陽小学校の児童が毎朝、集団登校で通行している。 なお、以前は早朝に給食資材搬入のため業者の車両が通行していたが、近隣の方からのご要望もあり、平成25年度途中から車両の通行を禁止し、正門からの搬入に変更していることから、現在は当該私道を通行して学校に出入りする車両はない。 ご質問の修繕についてであるが、私道は、個々の所有者が管理されるべき財産であり、また、当該道路については、近隣の住民の方々が日常ご利用されていることから、経年劣化による損耗部分については、その原因を特定することが困難であり、教育委員会で修繕等を行うことは考えていない。 なお、私道の修繕については、「向日市私道整備事業補助」の制度により路面舗装等に伴う工事費用の85%に相当する額を補助していることから、本制度の利用について、引き続き、周知を図ってまいりたい。
--	---

向日市議会平成31年第1回総務文教常任委員会質疑要旨

1 日 時 平成31年3月12日（火） 午前10時～11時50分

2 場 所 向日市役所 第1委員会室

3 委 員 天野委員長、飛鳥井副委員長、北林委員、米重委員、小野委員、福田委員、近藤委員

議案第15号 平成30年度向日市一般会計補正予算（第6号）（所管分）	
委員	○質疑 単価の改定による増額補正ということだが、それ以外の増額はないのか。
事務局	30年度の補正予算に関しては、新入学の学用品のみ。31年度に関しては国で若干の単価改定があったので、当初予算にのせている。
委員	公立学校の災害対策復旧に関して、ブロック塀の撤去等終わられたのかということと、通学路の点検もされていたが、危険箇所を洗い出されたのか、今後こういったことについて対策は考えているのか。
事務局	ブロック塀についてはこの補正で上がっていないが、2向小、4向小、5向小、6向小及び勝山中学校については現在発注・施工に向けて取り組んでいる。
事務局	通学路のブロック塀の点検調査については、去年の夏に終わっている。危険なブロック塀の改修については、教育委員会だけでは対応が難しいので、声かけや周知の方を行っていく。
委員	基本的にブロック塀があるのは道だと思うので、教育委員会として把握し、防災関係部署と連携してしっかり対策してほしい。
委員	防災担当から周知するということだが、工事しなかった場合、そのまま黙認するのか。
事務局	引き続き周知を図っていきたい。 採決 ー 挙手全員 ー 可決
議案第1号 平成31年度向日市一般会計予算（所管分 文教関係分）	
委員	○質疑 【適応指導教室について】 適応指導教室について、午前中が主体だが、午後もやってもらいたいという要望も聞いている。その点は柔軟に対応できないのか。
事務局	開室には、対応をする人材が必要であり、臨床心理士等育成する大学との調整等もあ

	る。まずは現在の開室ができるよう人材確保に努めている。その上で考えることになる。 【働き方改革について】
委員	教員の超過勤務状況週 80 時間以上の超過勤務者の割合が小学校は 23.2%、中学校が 57.4%ということで、一般質問の答弁では全国や京都平均からは少ないことになっているが、中学校の 57.4%というのは異常と言わざるを得ない。どう改善していくのか。
事務局	中学校の業務改善については、これまでから行っていることを引き続きできるところからしていく。来年 4 月から各中学校は本市の部活動指導方針に沿って部活動を進めていく。指導方針については、土日と平日も含めて週 2 日部活動をしなない日があり、これによって今後どのように勤務実態が変わるかわからないが、予想では超過勤務が減るのではないかと思う。今後も注視し、対策を考えていきたいと思っている。
委員	単年度ではできないので 5 か年計画にし、来年はどこまで実際にできるのかチャレンジすることで意識が変わり、具体的に become と思う。具体的な数値目標はどのように考えているのか。
事務局	教育委員会としては、数値目標を具体的に設定していないが、現在の超過勤務を少しでも下げる努力を各学校、教育委員会全体ですることから始めていきたい。見通しが立たないところもあるが、少しずつ減っているのので、今後ガイドラインなども含めて計画を考えていきたいと思っている。
委員	月 80 時間以上と言うと、過労死ラインを超えているのでぜひ真剣な取り組みをお願いしたい。教員組合との 36 協定の締結の必要性はどうか。
事務局	教員は 36 協定を締結する必要はない。
委員	協定ではないにしても、こういった教職員組合との話し合いによって覚書がされるのか、どういうことで書き留め、共通認識にされているのか。
事務局	現在、長岡京市、大山崎町 2 市 1 町合同で交渉しているところである。今のところ覚書や文書と言ったものではなく、あくまで担当課長が言ったような話し合いをしている。
委員	覚書を締結するのは教職員組合との合意がなければできないと思うが、職員組合に対して前向きなアプローチをする考えはないのか。
事務局	こちらから合意の文書等、今のところアプローチするということはない。
委員	教職員のストレスチェックをされているが、何人受けて、その後のフォローはどうさ

	れているのか。
事務局	約半分の教職員の方が受診した。ストレスチェックの結果、高ストレス判定を受けた方で、かつご本人が医師の面談を希望した方については、医師の面談を受けていただいている。
委員	面談を受けた人数は掌握しているのか。
事務局	数は掌握している。
委員	長時間労働を根本的に解決するには教職員の大幅な増が大きなポイントになると思うが、増やす努力についてはどうか。
事務局	定数改善についても京都府に要望していく。
委員	4月からの働き方改革の法律の変更があり、国や府から基本的な対応方針や方向性が出ているのか。
事務局	京都府から目標値が各学校や教育委員会に周知されている。国からはガイドラインが示されており、府でもガイドライン策定に向けて動いていると聞いている。これらに従い、少しでも長時間勤務が改善できたら、と考えている。
委員	目標に向かって具体的にどうやっていけばいいのかは現場に任せているのか。
事務局	各学校でできることと、教育委員会のできることがあるので、バランス良く総合的に次年度も進めていこうと考えている。
委員	一般的に言われるのは、ICTやデジタル化をうまく使うとか、教育環境を整えとか、人員配置を工夫するなどの手立てしかないと思う。簡単ではないが、しっかりと進めていただきたい。
委員	実際に人員が足りているのか。足りない場合、必要な人員要望を国や府に受け入れてもらえる状況にあるのか。
事務局	定数については要望を上げている。また、本市独自に学校指導体制の充実・強化を図るため、図書館支援員や特別支援教育支援員、心の相談サポーター等を配置し、教員の負担軽減につなげている。ICT関連についても、業務支援のできるシステムの導入など、指導体制支援と業務改善を同時並行で進めている。今学校で人員が足りているかではなく、今の人員で何ができるか、ということを教育委員会で考えていきたい。

委員	国からのガイドラインでは、人員増をせずに、市の教育委員会で対処する、ということを示されているのか。
事務局	指導体制の充実で言うと、学校の事務をサポートするサポートスタッフ、特別支援を充実させるための講師派遣など、人員のサポートもある。
委員	【学力診断テストについて】 小・中学校とも学力診断テストが多く実施されており、小学校は小テスト、中学校は中間・期末・学年末テストがある。子どもたちにゆとりと教職員の授業に対しての十分な準備時間を保障する為にも、厳選することが大変重要なポイントだと思うが、どう考えているのか。
事務局	テストは標準化されたものを使用することで、児童・生徒一人ひとりの学力の把握と教員がどのように指導していくか授業改善に役立てている。
委員	テストが児童・生徒、教職員に負担になっていないかが心配だが、大丈夫だという考えなのか。
事務局	今後はわからないが、現在のところは必要だと考えている。
委員	負担になっていないのか、ということを聞いているが。
事務局	教育に必要なこと、と捉えている。
委員	中学校で教科として道徳が開始されるが、どのように教えるのか。
事務局	教科化されるが、考える観点があり、教師が押し付けるのではなく、道徳的内容を考え、議論する道徳と言われている。その中で何を考え、何について学ぶべきか、自己の生き方について深めていく。価値観を押し付けるものではない。
委員	評価するのは大変難しい。誰もが納得するような評価ができるのか心配だがどうか。
事務局	評価は大括りな評価となり、1年を通してどのような成長をしているか、一人ひとりが何を考え、何を学んでいるのかを公平に評価できるように努めていきたい。
委員	【4向小の増築について】 4向小の増築事業が予算化されている。一般市民が琴の橋を移転したら、充分に使えるのではないかと言う声がある。子どもたちとお年寄りのふれあいの場として注目を浴びてきたが、それが故に手狭な状況を作り出したことは否めない。そういったことは考えなかったのか。

事務局	4 向小の琴の橋については完成してから 20 年近く経過しており、事業として定着している。答弁等でも申し上げているとおり、琴の橋の移転については考えていない。
副委員長	4 向小増築は大事なことだと思い、もう少し早く発表されたら良かった。一部の心無い方や先生方からも未だ琴の橋について出て行ってほしいと平気で言っている人がおり、高齢者の方は傷ついている。核家族化の中で教育的効果が高いこと。4 向で行っていることは教育の一環として素晴らしいこと。高齢者が子育てについて若いお母さんにアドバイスできるし、子どもたちは高齢者の対応でいい子に育つ。お年寄りを差別するような声が 4 向から出るというのは情けない話だと思う。高齢者になったらこういうことも起こるということを人の一生の一つのモデルケースになる。共に生きていくことは大事である。多くの人が喜んでいるので 4 向の子どもたちと高齢者との交流をもっと啓発してほしい。
委員	【文化財保護事業について】 文化財保護事業費が上げられているが、発掘調査の対象や箇所については、公表できるか。
事務局	次年度の発掘調査箇所については、長岡京跡ほか遺跡全体で考えており、計画が出たところから随時行う。今、個別の事業計画をお示しすることはできない。
委員	【私立幼稚園の利用料について】 私立幼稚園の利用料についてだが、この 10 月に消費税が 10 % になることに伴い、幼児教育の無償化がある。幼児教育が無償化になったとしても長岡京市は今まで通り納めてもらってから返しますというやり方であるが、向日市の納め方はどうか。
事務局	10 月に無償化されるが、詳細については、国から市町村に情報が下りてきていない。
委員	納め方について 2 市 1 町内でばらつきがあってはならない。払わなくて済むんだったら他の習い事などにまわしたいという声がある。長岡京市の議員からも声が出ていると聞く。仮に国の方針として一旦払ってください、となっても市としては取らないという検討はできないのか。
事務局	市町村の裁量ということになっている。現時点で向日市の幼稚園から話は聞いていないので協議しながら決定していきたい。
委員	無償化を喜んでいる声をたくさん聞く。お母さんの喜びを半減させないためにも何とかお金が出ないように対策していただきたい。
	【留守家庭児童会について】

委員	留守家庭児童会の延長利用料と対象人数がわかれば教えてほしい。
事務局	金額的には全児童会で月平均１４万円、月平均１００～１５０人の利用を見込んでいる。
委員	指導員と嘱託指導員の給料がかなり違っているが、この違いについて教えてほしい。
事務局	指導員と嘱託指導員の違いは勤務時間が多いことと、職場でリーダー的な業務を担っていることである。
委員	時間単価が元々違うところからスタートしていないのか。時給単価換算した場合に賃金格差は生じていないのか。
事務局	勤務年数が長いので単価が変わっている。
委員	正規指導員を増やす計画はないのか。
事務局	指導員の増員計画はない。
委員	保育所もそうだが、市が民間に対しての指導には限界がある。第２・４留守家庭児童会の増築は歓迎すべきことだ。第２は１クラス分、第４は３クラス分だが、どのような違いか。
事務局	第４留守家庭児童会は、第４向陽小学校児童数増加に伴う増築、第２留守家庭児童会は学校施設を借用しているのでそのクラスの分として１クラスとなっている。
委員	指導員の立場としては、市の正職員ということなのか。
事務局	全く同じではないが、職員、臨時職員という形態。
委員	臨時職員というのは勤務形態が違うのか。
事務局	一般職と嘱託職員の勤務は違う。
委員	正規の指導員と嘱託指導員の給与差はないということだが、一般職員との給与差は存在しているのか。
事務局	どの嘱託職員にとっても一般職と給与差があり、職務給があるのは当然のことである。
委員	一般職員は直接留守家庭児童会にいないということか。

事務局	我々が常駐していることはないが、現場に赴き、連絡調整や指導はしている。
委員	留守家庭児童会の指導員を一般職員として雇用することは考えているのか。
事務局	考えていない。
委員	理由は。
事務局	一般職は試験で一般公募している。嘱託が自動的に職員になることはない。
委員	自治体の嘱託職員は低い待遇ということが言われおり、留守家庭児童会の指導員も生活が厳しいと聞いている。雇用改善や働く環境改善を考えていってほしい。
委員	留守家庭児童会の嘱託指導員の契約は毎年更新ということになっているが、契約状況は。
事務局	基本1年で、3年に1回更新試験をしており、筆記試験と面接試験で適格かどうか判断している。
	【民間放課後児童クラブについて】
委員	民間放課後児童クラブができるが、市はどの程度指導性を発揮できるのか。向日市の留守家庭児童会とあまりにも内容が違っているのは好ましくないと思う。
事務局	民間は届出を児童福祉法に従って届け出て、市は必要に応じて調査する権限がある。サービスは国の要綱に沿って実施し、各事業者が独自性を発揮していただくことは国からも示されている。
委員	英語を教えて、なんでもありでは困る。ガイドラインがあるが、調査は必要に応じてやっていただくとして、指導性は発揮できるのか疑わしい。
事務局	ガイドライン（放課後児童クラブ運営指針）では、塾とかスポーツクラブではないという位置づけであり、放課後児童健全育成事業の範囲内で運営すると理解している。これまで、法人と協議を重ねており、必要に応じて指導していく。
委員	もずめクラブについて、教育機会均等の中で、教育委員会はどこまで差別化を認めるのか。
事務局	児童福祉法に基づく放課後児童育成事業ということで、教育ではないという理解。法律の範囲の中で、趣旨を踏まえて各実施主体が創意工夫をしてやっていただく。

委員	具体的にこう、という基準はないのか。
事務局	放課後児童健全育成事業は、児童福祉法やガイドライン（放課後児童クラブ運営指針）に基づき実施されるものであり、公立でも民間でも同じ。
事務局	はっきりとした基準が定められている訳ではないが、従来実施してきている中で食事を提供してほしい、などの市民ニーズがあり、公立ができない部分について民間にお願いしているところ。
委員	市ではできるサービスの差は許容範囲内ということか。
事務局	そのように思っている。
	【講師について】
委員	小中学校の非常勤講師で育休・産休以外ほぼ通年で働いている方は何人いるのか。
事務局	定数内講師は平均し、各校４～５名である。
委員	本来常勤は正規職員が望ましいが、正規化について伺いたい。
事務局	教員定数については、府や国に要望している。
委員	引き続きお願いする。
	【中学校給食について】
委員	中学校給食について、常盤議員の一般質問でもあったが、配膳用のリフトは校舎の老朽化で設置できないということだが、今後の改修計画で組み込む予定はあるのか。
事務局	リフトも含めて、計画に含めるかどうか検討していきたいと思っている。
委員	現在、生徒が手助けして食器や食缶を持って上がっている状況だが、体格差や個人の条件などで問題点として認識されているのか。
事務局	配膳室から教室まで持って行くのは体格差やどこに教室があるかによって違いが出てくることは認識している。食器や食缶について１人で持つのではなく、当番体制にしており、各学校工夫している。
委員	トラック２台で勝山中学校と寺戸中学校に１台ずつ配送しているのか。２トンなのか３トンなのか。

事務局	2台のトラックの運用の内訳は、1台は勝山中、もう1台は西ノ岡と寺戸中ということになっており、2トントラックのみ。
委員	入りきらないことはあるのか。
事務局	大丈夫である。
委員	ドライバーは2人いるが、急に病気などで欠員が出た場合、代わりはいるのか。
事務局	ドライバー対応できる方が3人いるのでその中で対応する。
委員	配送経路に物集女街道を通っているのか。
事務局	勝山のルートは物集女街道を通っている。
委員	物集女街道を通っている時に、災害で止まってしまった時は配送トラックのルート変更は考えているのか。
事務局	実際に通れないのであれば、ルート変更は臨機応変に対応する。
委員	食材は前日にセンターに到着しているのか。
事務局	お米を除いては、基本は当日に納品される。
委員	冷凍食材は前日に届いて夜に解凍すると思うが、解凍は間に合っているのか。
事務局	あまりないが、魚で冷凍されているものは冷蔵庫に入れて一晩かけて解凍する。
委員	自然災害で大規模停電が起こった場合、バックアップ機能はあるのか。
事務局	蓄電設備は本施設にはない。
委員	処置はどうするのか。
事務局	出せるものは出す。計画的にアルファ化米を購入して急を凌ぐということも考えていきたい。
委員	災害備蓄は定期的に賞味期限で入れ替えしないといけないが、今後そのような物資を使うことは想定されるか。
事務局	災害備蓄は全市民に使っていただくものであって給食で使うことは想定していない。

	中学校給食で出すような備蓄米は購入していこうと思っている。
委員	食材の賞味期限のチェックはされているのか。
事務局	調味料を除いて当日若しくは前日に使い切るのが前提なので、問題ないと思っている。
委員	入ってくる段階でのチェックは。
事務局	検収の段階で全てチェックしている。
	【不登校の児童・生徒について】
委員	不登校の児童・生徒について、新年度はどのような具体的な対策があるか。
事務局	不登校の対応について、現在各中学校と向陽小学校にスクールカウンセラーを配置しており、学校教員ではないので、子どもと保護者も対象となっている。心に寄り添うケアとして来年度も実施する予定。主要事業としては、心の相談サポーターがあり、小中学校に臨床心理を学んでいる大学院生を配置している。別室でしか授業を受けられない児童や学校に行きにくい児童に声をかけたりしている。適応指導教室も引き続き実施していく。
副委員長	不登校対策で臨床心理士やカウンセラーを配置したらいいというわけではなく、逃げないといけない場合もある。早く転校した方がいい場合も多々あり、希望校制度を利用しても市域が狭いため、余計いじめられることもある。転出して他市へ行く方も増えると思うが、その際に他市の教育委員会と連携し、親身になって逃げるができるようにスムーズに引越しができるようにしていただきたいが。
事務局	いじめ等いろいろなことで悩んでおられたら、聞く機会として教育相談員がいるので、相談に乗りながら進めていきたい。
副委員長	学校に行けるようにということばかりを考えていないか。生徒に我慢を強いていないのか。暴言を吐くような教師にはどのように対応するのか。
事務局	ケースによるが、校長に話をして校長から指導する方がいいのかなど、ケースバイケースで保護者と本人との相談で進めていくものである。
副委員長	校長先生もいろいろなタイプの方がいるが、速やかに転校ができるように配慮することが必要である。子どもの命の方が大事なので、いじめがあった場合、多数側に立つのではなく、どうやって勉強ができる環境にできるか、垣根を越えて全面的に協力していただきたい。敬語を使っていない先生もいるので指導してほしい。学校内で落ち着いて相手の話を聞いて大変なことになる前に自制する力を先生が身につけないといけない。

	いじめでの転校がこれからたくさん出てくると思うが、対策として、子どもの立場になって不登校になってもいいよ、学校の面子を考えず、個々の子どもの人権や幸せを考えてほしいが、教育長はいかがか。
教育長	不登校は誰にでも起こること、という認識を持つべきであり、教育機会確保法が制定され、一人ひとりの子どもたちの最善の利益を考えて支援することが重要とされていることから、子どもは今後も子どもに寄り添って対応していきたいと考えている。
委員	不登校は勝山中学校が多い。一過性のものなのか特別な事由があるものなのか。
事務局	中学校は、小学校から引き続きその状態にある子どももいる。小学校時には出ていなかったが、中学校から不登校になる場合もある。小学校の中でも特に向陽小学校が多く、その数が勝山中学校に反映されている。
委員	地域的な原因のものなのか、たまたまなのか。
事務局	地域性などの特徴はない。たまたま向陽小学校が多くて勝山中学校に上がって多くなっているのが今の状況である。
委員	向陽小学校が多いのがここ最近続いているのか。
事務局	現在はそうである。
委員	【図書館の書籍購入について】 図書館の書籍購入は4, 000冊となっているが、内訳があれば教えてほしい。
事務局	一般図書、児童図書、参考図書、ヤングアダルト図書を利用状況やリクエストを鑑みながら購入していく。割合は一般図書は3分の2、児童書は3分の1、雑誌等で補填していく。
委員	【資料館での新たな取り組みについて】 資料館での新たな取り組みがあったら教えていただきたい。
事務局	ふるさと検定の実施などに伴って、市民の方からより身近な歴史を知りたいと希望される方が多いと感じましたことから、向日市の歴史を共に学ぶような連続的な講座を考えている。
委員	【小・中学校の卒業式や入学式について】 小・中学校の卒業式や入学式に参加した際、正面に国旗や校章が並んでおり、来賓の方がお辞儀をしている形式をとっておられるが、文科省の指導なのか。

事務局	壇上でされる来賓の方については、特にお願いしていない。
委員	壇上の上に日の丸を置くことも文科省の指導なのか。
事務局	式については、学校で判断し、壇上には国旗と向日市旗が掲げてある。
委員	教育現場で異様な感じを受けるのが、君が代である。音楽の先生に教えてもらって歌っている。野中広務氏が押しつけではないと言われた。その点では、入学式や卒業式で歌う人、歌わない人がいるわけだが、教育現場としてそぐわしくないと思っているが、どうお思いか。
事務局	学習の中で君が代は指導はしているが、式の中でどのように歌っているかなどチェック等はしていない。
委員	大阪市は歌っている先生、歌っていない先生をチェックしており、給与面での処罰もされているが、向日市はないという解釈で良いか。
事務局	一人ひとりのそういった評価はしていない。
委員	憲法から言えば、表現の自由、思想・心情の自由で個人の任せるべき問題であるというのが一般的。学習指導要領が上位にあるといったことはいささかあってはならないこと。教育現場においてまかり通っているのは良くないが。
事務局	君が代に限らず、学習指導要領に沿った内容を本市では行っている。
委員	児童・生徒が歌うのはいやだとなった場合、歌うと指導するのか。
事務局	他の教科、教材の学習指導と同様にいろいろなケースがあるので指導者が個別に対応することになる。
委員	教育現場によって選択の自由が保障されている、という解釈で良いか。
事務局	実践するのは児童・生徒なので表現の仕方については個人それぞれに違いがあるので、そういった捉え方をしている。
副委員長	今「ふるさと」が国歌だったらと思う。国歌は歌う必要はないと思う。仰げば尊しや蛍の光は理由があって戦後止めた経緯がある。教材だからとまじめにやるのはいいと思わない。人権に配慮した教育ができていくかどうか、ということを考えてほしい。無理やり強制するのは止めてほしい。多様な意見を認め合う社会を築いてほしい。子どもが主役の卒業式や成人式を考えてほしいし、子どもたちの自由を尊重する教

	育をしていていただきたい。 文化財のことだが、大極殿再建をしていただきたい。長岡宮は長岡京市とされているので、向日市にあったと示すには復興しかない。後世に遺すためには大事な事業だと思うのでお願いしたい。 【その他】
委員	国籍不明で小学校・中学校に通えない生徒は向日市にいるのか、教育委員会で調査、把握しているのか。
事務局	国籍不明者は現在いない。
委員	市民体育館の職員だが、正規社員 8 人、非正規社員 4 人となっているが、正社員にする努力は行っているのか。
事務局	正社員化する計画はない。
	採決　－　挙手多数　－　可決

諸報告資料

「児童虐待防止対策の抜本的強化について」等を踏まえた対応について

平成31年 3 月26日

学校教育課

別紙のとおり報告します。

児童虐待防止対策の抜本的強化について

平成 31 年 3 月 19 日
児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議

(はじめに)

児童虐待については、児童相談所への虐待相談対応件数は、一貫して増加を続け、2017 年度には 13 万件を超えている。また、昨年 3 月に目黒区で女兒が虐待により死亡する事件が発生するなど、多くのかけがえのない子どもの命が失われている。

政府においては、こうした状況を受け、昨年 7 月 20 日には、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）において、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（以下「緊急総合対策」という。）を決定したほか、同年 12 月 18 日には、児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（以下「新プラン」という。）を策定するなど、児童虐待防止対策に関する取組を進めてきた。

しかしながら、本年 1 月には、千葉県野田市において、関係機関が関わりながら児童虐待による死亡事件が発生するなど、深刻な状態が続いていることを受け、本年 2 月 8 日には、関係閣僚会議において、「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」を決定した。

こうした状況を深刻に受け止め、児童虐待防止対策のための制度改正や、緊急総合対策をはじめとした関係閣僚会議における決定等のこれまでの取組の実施について、改めて徹底するとともに、児童虐待防止対策の抜本的な強化を図るため、別紙に記載する対策を決定する。

本対策を実施するため、児童虐待防止対策を強化するための児童福祉法等の改正法案を今国会に提出するとともに、2020 年度予算に向け、さらにその具体化を図る。

児童虐待防止対策の抜本的強化について

(注) 法・児童虐待防止対策を強化するための児童福祉法等の改正法案に盛り込む事項

1 子どもの権利擁護

① 体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進

法・体罰禁止について法定化する。

- ・体罰によらない子育てを推進するため、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方等について、国民に分かりやすく説明するためのガイドライン等を作成する。これと合わせ、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、啓発資料「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」などを活用し、普及啓発活動を行う。体罰禁止に関する考え方等を含め、こうした普及活動については、子育て世代包括支援センターや乳幼児健診の場、子育て支援拠点、保育所、学校等も活用して行う。

また、保護者としての監護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏まえ、子ども（特に自分で危険を判断し対処することの出来ない年齢の子ども）を自宅や車内に放置してはならないことを母子手帳や乳幼児健診の機会などを活用し、周知する。

法・民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目途に必要な検討を進める。

② 児童相談所における子どもの安全確保に関する業務の明確化

法・子どもの安全確保を行うことが児童相談所の業務であることを明確化する。

③ 児童福祉審議会における意見聴取の際の子どもへの配慮義務など児童福祉審議会の活用促進

- ・児童相談所が子どもの権利を守っていないと考えられるときや、子どもの意向が児童相談所の対応と一致しないときは、子ども自身や関係機関が児童福祉審議会へ申立てを行うことができることについて、周知徹底を図る。
- ・児童虐待を受けた子どもや要保護児童が、行政処分等に不服がある場合に、自ら児童福祉審議会に申し出、児童福祉審議会がその申し出を受けて、調査審議し、児童相談所に意見具申を行う仕組みについて、ガイドラインの作成、全国展開に向けた取組を進める。

- 法**・児童福祉審議会において、子どもに意見聴取する際に子どもの状況や環境等に配慮するものとする旨を定める。

④ 子どもの権利擁護の在り方に関する検討

- 法**・子どもの権利擁護のため、子どもの保護及び支援に当たって、子どもの意見表明権を保障する仕組みについて、施行後2年を目途に必要な検討を進める。
- ・このため、まずは里親等に委託されている子どもや児童養護施設等に入所している子ども等の意見表明権を保障する仕組みの在り方について検討を行い、モデル実施を行った上で、速やかに全国展開に向けて必要な取組を進める。
- 法**・一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後1年を目途に検討を進める。

2 児童虐待の発生予防・早期発見

① 支援を必要とする妊婦への支援の強化

- ・女性健康支援センターにおいて、支援を必要とする妊婦を把握した際に、早期から支援が受けられるよう、医療機関等へ確実につなぐ体制を整備する。
- ・産後うつの予防や新生児への虐待予防を図る観点から、産婦健康診査や産後ケア事業等を拡充することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を拡充する。

② 乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する定期的な安全確認

- ・乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービスを利用していないなど、関係機関が確認できていない子どもを市町村において把握し、目視等により状況確認を進める取組について、毎年度、定期的に行う。国においては、この結果をとりまとめて公表するとともに、必要な支援を行う。
- ・この際、養育に関して支援が必要な家庭については、児童相談所における指導・助言、保護のほか、市町村で継続的に養育支援訪問事業等を活用するなどによる養育に関する相談、助言指導等の支援を行う。特に、支援を必要とする若年妊産婦については、母子保健分野とも連携しながら、出産後の親子に対する養育支援を行う。

併せて、市町村において、育児不安のある家庭に対し、ボランティア等の訪問による悩みや不安の傾聴や家事支援等のサービスを提供する等により、虐待の予防の観点から、幅広く家庭の養育力を高める取組を行う。

③ 地域における相談窓口や子育て支援拠点の設置促進等

- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するため、子育て世代包括支援センターの 2020 年度末までの全国展開に向け、設置に向けた支援を拡充する。その際、新生児の訪問指導や乳児全戸訪問事業等と連携して支援している事例などの好事例を、全国で共有していく。
- ・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的運用ができるよう、要件の明確化・支援の拡充により、母子保健分野と子ども家庭福祉分野の連携を強化し、切れ目のない支援を行うことができる体制整備を図る。
- ・子育ての孤立化を防ぐため、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる地域子育て支援拠点の整備を引き続き着実に進めるとともに、その利用を促進する。

④ 相談窓口の周知・徹底

- ・児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した人が速やかに通告できるよう、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」について、広く国民に認知され、活用されるよう、更なる周知・啓発に積極的かつ強力に取り組む。併せて、通話料の無料化を図ることにより、利便性の向上を図る。
- ・児童相談所全国共通ダイヤル「189」について、虐待通告の受付を中心とし、それ以外の相談と番号を分けるよう見直し、虐待通告への対応を迅速にできるようにするとともに、相談等にきめ細かく対応できるようにする。

⑤ 相談・支援につながりやすい仕組みづくり

- ・若い世代が電話よりも SNS でコミュニケーションを取ることが多いことを踏まえ、子育てに悩みを抱える者や子どもからの相談について、SNS 等を活用した相談窓口の開設・運用を進める。
- ・保護者が訪問支援（乳児全戸訪問事業や養育支援訪問事業等）に拒否的である場合等に、訪問と併せて子育てに役立つプレゼントを配布するなどにより、保護者が支援を受け入れやすくする取組を進める。国においては、こうした取組を行う市町村を支援する。
- ・引き続き、全国の法務局・地方法務局において、電話相談窓口「子どもの人権 110 番」、小中学生を対象とした「子どもの人権 SOS ミニレター」やインターネット相談窓口「子どもの人権 SOS - e メール」を始めとする人権相談等を、対象者本人のみならず、その兄弟姉妹等の近親者に対する児童虐待事案等を発見するための手段としても活用する。
また、人権擁護委員は、引き続き、地域の人権啓発活動等を通じて、同種事案を十分意識して情報収集に努める。さらに、これらの相談窓口の更な

る周知・広報を行うとともに、相談窓口が子どもにとって使いやすいものとなるよう、その更なる改善を図る。

⑥ 学校等における虐待等に関する相談体制の強化

- ・スクールカウンセラーを活用した教育相談体制を充実し、すべての公立小中学校への配置を推進する。
- ・SNSや24時間子供SOSダイヤルを活用した虐待等に関する児童生徒等からの相談体制の教育委員会における構築を支援する。

⑦ 法務少年支援センター（少年鑑別所）における非行のある子どもやその保護者等への対応の充実強化

- ・少年鑑別所において、「法務少年支援センター」として、少年や保護者などの個人からの相談に応じており、同センターにおいて、関係機関と連携し、児童虐待事案等の発見に努める。さらに、子どもの非行や問題行動等に悩む保護者に対して、心理教育プログラムの実施等により、虐待の未然防止に向けた体制強化を図る。

⑧ DVの特性や子どもへの影響等に係る啓発活動の推進

- ・女性に対する暴力をなくす運動の機会に、予防啓発に加え、DVの特性や子どもへの影響を周知するとともに、被害の早期発見・早期介入に向けて関係機関への被害の通報を促す等、国民の意識向上のための啓発活動の推進を図る。

⑨ 子どもの死因究明に関する検討

- ・今後、成育基本法¹に基づき策定される予定の成育医療等基本方針に基づき、子どもの死因究明について検討を進める。

⑩ 障害のある子どもとその保護者への支援の強化

- ・虐待のリスク要因の一つとされる知的障害や発達障害等のある子ども（その疑いのある子どもを含む。）のいる家庭に早期にアプローチし、適切な支援につなげる必要がある。このため、乳幼児健診等から児童発達支援センター等での相談支援を経て、専門医療機関への早期受診や適切な障害福祉サービスの利用につながるよう、自治体の体制整備を促進する。
- ・また、保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングや巡回支援専門員の整備を行い、障害のある子どもの保護者の子育てに対す

¹ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）

る不安を軽減し、虐待の未然防止を図る。

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(1) 児童相談所の体制強化

① 介入的な対応等を的確に行うことができるようするための体制整備

- 法**・一時保護等の介入的な対応を行う職員と支援を行う職員を分けるなどの児童相談所における機能分化を行う。
- ・このため、児童相談所において、機能に応じて部署や職員を分けることのほか、専門人材の確保及び育成に関する方策など、体制整備を推進することについて、国において、その取組内容を示すとともに、都道府県等において、体制整備に関する計画策定を進める。
 - ・国において、介入的な対応等に着眼した研修の充実、アドバイザーの派遣や助言を行う。

② 児童相談所において常時弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備

- 法**・児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- ・併せて、関係団体の協力も得た採用活動や研修の充実、弁護士に係る体制整備に必要な財政支援等の拡充を図る。その際、より速やかに体制整備が図られるような支援を行う。

③ 児童相談所における医師・保健師の配置の義務化

- 法**・児童相談所に、医師及び保健師のいずれもの配置を義務化する。
- ・併せて、関係団体の協力も得た採用活動や研修の充実、医師・保健師の配置や日常的に医師とともに対応できる体制の整備について、必要な財政支援等の拡充を図る。その際、医師等に係る児童相談所の体制整備と併せ、小児科医、精神科医、法医学者など事案に即した専門性を有する医療関係者との連携体制の強化を図る。
 - ・医師などの医療関係者と児童相談所や市町村・要保護児童対策地域協議会における情報共有や研修などによる連携体制を強化する。

④ 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除

- ・一時保護や施設入所等の措置の実施及び解除の判断に用いるリスクアセスメントシートについて、信頼性、妥当性を科学的に検証するとともに、その活用方法の在り方を含め検討し、より実践的に活用できるもの

に見直す。

- ・家庭復帰の際には、その条件として、あらかじめ家庭訪問の頻度や通所指導の頻度を示すなど、安全を確認することを保護者に提示し、それに基づき指導する。
- ・法的・医学的知見を踏まえた対応ができるよう、一時保護や施設入所等の措置の実施及び解除の判断等の意思決定に、日常的に弁護士や医師等が関与し、児童福祉司と共に対応する。

⑤ 第三者評価など児童相談所の業務に対する評価の実施

- 法**・第三者評価など児童相談所の業務に対する評価を実施するよう努めるものとする。
- ・既に取り組んでいる自治体の例や海外の例等も参考とし、国において、標準的な指標や実施方法等についてガイドラインを策定し、地方自治体における取組を支援する。

⑥ 新プランに基づく児童福祉司の2000人増等に向けた支援の拡充

- ・新プランに基づき、児童福祉司、児童心理司、保健師等について、計画的に人材確保が進むよう、採用活動に関する支援や関係団体への働きかけ等、必要な支援の更なる拡充を図る。
- ・児童福祉司等の専門人材確保、専門性確保のため、都道府県等に対し、児童相談所OBの活用や専門職採用、一定の経験年数を積んだ職員が確保できるような人事ローテーションへの配慮等が行われるよう要請する。

⑦ 児童福祉司等への処遇改善

- ・児童相談所の児童福祉司等の職員は、児童虐待に関する通告への対応、介入的な対応や夜間及び休日の緊急的な対応に備えが必要となる。こうした精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められていること等を踏まえ、手当などによる処遇改善を図る。

⑧ 児童心理司の配置基準の法定化

- 法**・都道府県は、児童心理司²の数について、政令で定める基準に基づき定めることを法律上規定する。

² 児童心理司とは、子どもや保護者等に対し、心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導(心理療法、カウンセリング、助言指導等)を行う者。現行は、通知において、児童福祉司2人につき1人を配置することを定めている。

⑨ 児童福祉司の任用要件の見直し等による職員の資質向上

- 法**・児童福祉司及び児童相談所長の任用要件として、精神保健福祉士、公認心理師を法律上規定する。
- 法**・児童福祉司の任用要件のうち、社会福祉主事として従事したことがある者に係る要件について、児童福祉事業の経験に代えて、相談援助業務の経験を必要とすることとする。
- 法**・児童相談所における指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の配置を規定するとともに、その任用要件について、児童福祉司として概ね5年以上勤務した者であることに加え、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の修了者でなければならないこととする。

⑩ 児童相談所の業務の外部委託等の推進

- ・児童相談所が行っている業務のうち、里親養育支援業務や保護者支援プログラムの実施等、外部への委託により、業務が適切かつ効果的に実施することが期待される業務について、民間団体等への委託を推進する。
- ・療育手帳の判定業務について、その一部等を児童相談所以外の機関が実施している事例等を把握した上で、障害児・者施策との整合性にも留意しつつ、事務負担の軽減につながる方策を検討する。

⑪ 児童虐待による死亡事例等の検証の活用等

- ・国が実施する死亡事例検証において、保護者の状況等を含め、虐待の要因等について引き続き分析を深めるとともに、検証結果を踏まえた体制強化等の対応状況をフォローアップする。また、検証結果等が十分活かされるよう、これを活用した実践的な研修をきめ細かく実施する。

(2) 児童相談所の設置促進

① 児童相談所の設置（管轄区域）に関する基準の設定

- 法**・児童相談所について、人口その他の社会的条件を勘案して政令において設置（管轄区域）に関する基準を定める。

② 中核市・特別区の児童相談所の設置の促進

- 法**・政府は、施行後5年間を目途に、施設整備、人材確保の状況等を勘案し、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援その他の措置を講ずるものとする。
- 法**・その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。
- 法**・政府は、施行後5年を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支

援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

- ・具体的には、中核市及び特別区における児童相談所の設置に向けて、国と中核市及び都道府県等の関係団体が参画する協議の場を国において設置するほか、児童相談所設置に向けた支援を抜本的に拡充する。

③一時保護所の環境改善・体制強化

- ・子どもの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護できるよう、里親や児童福祉施設への委託一時保護を含め、一時保護の受け皿の適切な整備や確保を進める。
- ・混乱した生活環境から子どもを離すことにより、子どもを守り、子どもが持つ本来の力を回復させるという一時保護の機能を果たし、一時保護所が安心・安全な場となるよう、個別的な対応ができる職員体制の強化や環境整備を促進する。
- ・その上で、虐待により一時保護された子どもについては、適切に教育を受けられるよう、里親の活用を含め委託一時保護を積極的に検討するほか、次の場合を除き、学校等に通園・通学させ、必要な支援を行うこととする。

※保護者が、一時保護に納得せず、連れ戻しのために学校に押しかけるなど、子どもの安全が守られない場合

※子どもが学校に通うことを拒否している場合

- ・通学できない場合にも、子どもの個々の学力等に応じた学習支援を行うことができる体制整備を図る。
- ・また、一律に集団生活のルールを押しつけるなどによる権利侵害がないよう、周知徹底を図るとともに、子どもの意見が適切に表明されるよう、相談窓口の設置や第三者委員の設置などを進める。

- 法**・第三者評価など一時保護所を含む児童相談所の業務に対する評価を実施するよう努めるものとする。(再掲)

(3) 市町村の体制強化

① 子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充

- ・新プランに基づき、子ども家庭総合支援拠点の 2022 年度までの全市町村設置に向けて支援の拡充を図る。
- ・子ども家庭総合支援拠点における相談対応に加え、一時預かり事業やショートステイ事業などの利用の調整を行うなど、支援メニューを拡充する。
- ・子ども家庭総合支援拠点において、児童委員・民生委員への研修や地域住民と連携した地域における児童虐待に関する普及啓発活動を行うことにより、地域における支援体制の構築を進める。

- ・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的運用ができるよう、要件の明確化及び支援の拡充により、母子保健分野と子ども家庭福祉分野の連携を強化し、切れ目ない支援を行うことができる体制の整備を図る。(再掲)

② 要保護児童対策地域協議会の充実・強化

- ・新プランに基づき、要保護児童対策地域協議会の調整機関における常勤の調整担当者について、2022年度までの全市町村配置に向け、支援の拡充を図るとともに、児童相談所に配置される市町村支援を担当する児童福祉司等の配置を推進する。
- ・要保護児童対策地域協議会の効果的な運営ができるよう、ガイドラインを作成する。また、要保護児童対策地域協議会の運営方法や市町村における体制整備等についての的確な支援が行うことができるよう、児童相談所に配置される市町村支援を担当する児童福祉司に対し、研修を行う。

③ 子育て支援サービス等の地域資源の充実

- ・孤立した子育てによって虐待につながることをないように、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業等の利用を促進するとともに、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業、一時預かり事業等の市町村の在宅支援サービスの充実と受け皿の確保を図る。併せて子育てに不安を抱える家庭やネグレクトのある家庭を訪問し、支援する養育支援訪問事業を推進する。

(4) 子ども家庭福祉に携わる者に関する資格化も含めた資質向上の在り方の検討

- 法**・児童福祉司等子ども家庭福祉に携わる者に関する資格の在り方を含めた資質向上策について、施行後1年を目途に検討する。
- ・児童相談所の児童福祉司のみならず、市区町村子ども家庭総合支援拠点の職員、里親養育支援を行う者、児童養護施設等の職員、児童家庭支援センターの職員等、幅広く子ども家庭福祉に携わる者の資質向上が求められていることから、この検討に当たっては、これらの人材も含め検討を進める。

(5) 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化

① 専門スタッフの学校・教育委員会への配置支援

- ・市町村や児童相談所をはじめとする関係機関との連携を強化するため、スクールソーシャルワーカーを全ての公立小中学校が十分に活用できるように配置を推進する。

- ・スクールロイヤー（学校で生じる問題に対応する弁護士）の教育委員会への配置や警察OBの学校への配置を支援する。

② 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する研修等の充実

- ・学校・教育委員会における児童虐待の対応を強化するため、学校の教職員・学校医等が留意すべき事項を記載したマニュアルを作成する。
- ・児童虐待対応に関する具体的な事例を想定した研修教材を作成し、学校長等の管理職に対する研修を推進する。
- ・幼児や障害のある子どもへの児童虐待防止の観点から、教育委員会と福祉・保健部局等との連携や研修等の実施を促進する。
- ・重大な事案が生じた場合には、生徒指導に関する専門的知見を有する者を現地に派遣し、教育委員会等を支援する。
- ・地域において児童虐待の早期対応ができるよう、地域における家庭教育支援関係者や放課後子供教室などの地域学校協働活動関係者等に対して、児童虐待への対応に関して留意すべき事項をまとめた資料を提供するとともに、研修の充実を図る。

(6) DV対応と児童虐待対応との連携強化等

① DV対応と児童虐待対応との連携強化

- 法**・児童相談所と婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターとの情報共有・連携体制を強化する。
- ・配偶者からの暴力がある家庭とその家庭における児童虐待について、DV対応を行う機関と児童虐待への対応を行う機関のそれぞれの情報を包括的にアセスメントするリスク判断の手法や、各機関の連携方法を含めた適切な対応の在り方について、調査研究し、ガイドラインを策定する。その際、DVに関する有識者や支援を実際に行っている者を含め、実践を踏まえたよりよい支援の在り方を、ケーススタディに基づき検討する。
 - ・法的問題の解決が必要な児童虐待事案及び児童虐待を伴うDV事案について、法テラスの法律相談援助等の利用を促進する。
 - ・配偶者暴力相談支援センター及びDV被害者支援のための民間シェルター並びに児童相談所を対象として、DVと児童虐待の特性・関連性に関する理解の促進や、関係機関における的確な連携強化により、被害の早期発見・早期介入に向けた支援に資する取組を進める。
 - ・民間シェルターにおけるDV被害者とその子どもに対する支援の実態を把握するとともに、民間シェルターにおけるDVと虐待の特性や関連性への理解を拡大する取組を推進する。
 - ・DV被害者が、児童虐待がある場合にも安心して早期に配偶者暴力相談

支援センター、民間シェルター等に相談できるとともに、被害親子に寄り添った保護が行われるよう、配偶者暴力相談支援センター等の対応力向上のための取組を支援する。

- ・DV被害者支援における、危険度判定（リスクアセスメント）及び加害者対応（加害者プログラム等）の在り方の検討及び実証的研究を進めることにより、機関間連携及び加害者による虐待の危険性の把握も含めた支援体制の充実を図る。
- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの主管部（局）の行政職員を対象として、性虐待に関する専門的知識や関係機関との連携の在り方等に関する研修を強化するとともに、ワンストップ支援センターにおいて児童相談所と連携して性虐待に対応した好事例を収集し、全国の支援センター・関係機関に共有する。
- ・関係機関の連携をより強化するため、内閣府において作成したDV被害者支援に係る手引き・マニュアルを改訂するとともに、児童相談所を始めとする関係機関への周知徹底を図る。

② 婦人相談所・一時保護所の体制強化

- ・婦人相談所において、DV被害者に同伴する子どもの支援の充実を図るため、児童相談所、教育機関、福祉部門及び要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携するコーディネーターを配置する。
- ・一時保護を必要とするDV被害者と同伴する子どもを適切な環境において保護できるようにするため、心理的ケアや個別対応を含めた体制整備を促進する。
- ・一時保護した子どもが適切に教育を受けられる体制整備を進めるとともに、委託一時保護された子どもが安心・安全に通学するために必要な支援を行う。

③ 婦人相談員の配置の促進

- ・婦人相談員が設置されていない市において、DV対応と児童虐待対応との連携強化に資するよう、婦人相談員の配置について検討するよう要請する。

④ 婦人保護施設の機能の充実

- ・婦人保護施設に入所した子どもが適切に教育を受けられる体制整備を進めるとともに、安心・安全に通学できるよう、必要な支援を行う。
- ・中長期的な保護を必要とするDV被害者と同伴する子どもを適切な環境において保護できるようにするため、心理的ケアや個別対応を含めた体制整備を促進する。

(7) 関係機関間の連携強化等

① 学校・福祉施設等の職員に関する守秘義務の法定化

- 法**・学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察及び教育委員会等は児童虐待の早期発見に努めることとするとともに、学校・児童福祉施設等の職員について、業務上把握した児童虐待に関する情報について守秘義務を規定する。

② 児童相談所・市町村における情報共有の推進

- ・転居ケース等における引継ぎを含め、児童相談所・市町村の情報共有をより効率的・効果的に行うため、全都道府県においてシステム整備の構築を進める。このため、国において、情報共有するための標準的な仕様を示すとともに、システム構築に必要な費用に関する支援を行う。
- ・加えて、全国の都道府県間の情報共有システム構築に向けた検討を進める。その際、ICTを活用した、より効果的な情報共有システムの在り方についても検討する。
- ・虐待事案に関するデータを収集し、その結果をAIで解析することにより、緊急性の判断に資するツールの開発を加速化する。

③ 児童相談所・市町村における連携・役割分担の推進

- ・児童相談所・市町村が市町村送致等の際に活用することとして作成された共通リスクアセスメントツールについて、活用方法の在り方等を含め検討し、児童相談所・市町村がより実践的に活用できるものに見直す。
- ・国において、面前DV通告への対応に関するガイドラインの策定、活用方法等を示すことにより、児童相談所と市町村の間の通告を受けた後の対応等に関する役割分担とそれに応じた効率的かつ効果的な対応を行うことができる枠組み作りを進める。

④ 保護者支援プログラムの推進

- ・保護者支援プログラムについて、諸外国の先行事例の把握を進めるとともに、活用方法等を周知する。また、専門医療機関や民間団体と連携して治療や保護者支援プログラムを実施する場合の支援を拡充する。さらに、保護者支援プログラムの実施を担う専門人材の養成に取り組む。
- ・死亡事例をはじめとした重大事例の分析を行い、これを踏まえた対応策を検証の上、保護者支援プログラムの活用方法を検討し、活かしていく。
- ・家庭裁判所による都道府県等に対する保護者指導の勧告など司法関与の仕組みの活用を促進する。

⑤ 児童虐待対応における歯科医師との連携強化

- ・乳幼児健診や学校健診などにおいて、歯科医師が虐待の疑いのある子どもに適切に気づき、児童相談所や市町村等の関係機関との連携が強化されるよう、関係団体とも協力しながら、児童虐待防止対策に関する歯科医師向けの研修の実施に向けて取り組む。併せて、研修の状況も踏まえ、該当する子どもに気づいた場合の歯科医療機関向けの対応の手引きを作成する。

⑥ 生活困窮世帯に対する支援

- ・生活困窮者自立支援制度において、関係機関と連携しつつ、生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活面の支援や、その保護者に対する就労、家計、子どもの養育等に関する支援を含め、世帯の抱える様々な課題の解決に向けた支援を行う。

⑦ 児童相談所と警察の連携強化

- ・児童の安全確保に向けた警察と児童相談所との円滑な連携を強化するために、都道府県等の児童福祉担当部局と都道府県警察が連携し、児童相談所への警察OBの常勤的な配置や警察職員の出向等を進める。このために必要な財政支援等の拡充を図るとともに、警察における知識経験を活かした威圧的、暴力的な保護者への対応や警察との連携に役割を果たせるよう配置等に関する活用方策をまとめて全国に周知する。
- ・児童相談所と警察との連携を強化するため、情報共有や連携に関する協定等の締結を促すとともに、ケース検討や訓練等の合同研修を実施する。
- ・緊急総合対策を踏まえた児童相談所と警察の情報共有を徹底し、情報提供を受けた警察は、児童相談所の援助要請に応じた立入調査等への同行など、関係機関と連携して迅速・的確に対応する。
- ・警察において、児童虐待への対処を適切に行うことができるよう、各種研修等を通じて対応力の強化に取り組む。

⑧ 児童相談所・市町村、学校・教育委員会と警察との連携強化

- ・要保護児童等の情報の取扱いに関し、学校及び教育委員会が保護者に児童虐待に係る情報元を明かさないこと及び保護者から開示の求めがあつた場合に児童相談所等と連携して対応することについて、周知徹底を図る。
- ・学校・教育委員会における虐待通告等の対応に関し、保護者による威圧的な要求や暴力の行使が予想される場合、学校と教育委員会が組織的に対応すること、市町村・児童相談所・警察等の関係機関と速やかに情報共有し、連携して対応することについて、周知徹底を図る。

- ・要保護児童等が休業日を除き引き続き 7 日以上欠席した場合³、学校等が市町村・児童相談所に速やかに情報提供することについて、周知徹底を図る。

⑨ 家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の周知、児童福祉法第 28 条措置や親権制限の申立ての適切な運用の促進

- ・家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用について、速やかに児童相談所に対する周知徹底を図るとともに、活用事例を収集し、横展開することなどにより、保護者支援を進める。
- ・親権者等の意に反する場合の施設入所等措置（児童福祉法第 28 条措置）や親権停止・喪失の申立て等について、適切な運用を促す。

⑩ 協同面接（代表者聴取）の適切な実施と情報共有の推進

- ・子どもの負担軽減を図りつつ、児童虐待に適切に対処し、子どもの 2 次被害を防止するため、児童相談所、警察及び検察による協同面接（代表者聴取）を引き続き適切に実施する。また、必要な情報共有を含め、より良い連携の在り方を検討していく。
- ・児童の再被害を防止する観点から、協同面接（代表者聴取）の実施後においても、検察による刑事処分の際などに行う打合せなど適宜の機会を通じ、検察、警察及び児童相談所の間で、必要な情報の共有を図る。

⑪ 非行のある子どもへの支援の充実強化

- ・少年院や保護観察所において、各種研修等を通じて被虐待経験を有する者への対応力の向上に取り組むとともに、引き続き、少年院在院者や保護観察対象者の実状を的確に把握し、関係機関と連携しつつ、一層の適切な指導や支援に取り組む。

⑫ 人権侵犯事件としての調査救済

- ・法務局・地方法務局において、人権相談等を通じ、虐待を含む人権侵害の疑われる事案を認知した場合は、速やかに人権侵犯事件として調査を行い、緊急対応を要する場合は、児童相談所、警察、学校及び教育委員会等の関係機関と連携を取りつつ、事案に応じた適切な措置を講じる。

4 社会的養育の充実・強化

① 里親の開拓及び里親養育への支援の拡充

³ 不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。

- ・委託一時保護先としての活用を含め、里親の開拓に向け、幅広い団体の協力を得て、より一層の制度の周知・広報に取り組む。
- ・里親家庭に対し、一時的に子どもを預かるサービスの利用を促進することによる負担軽減や手当の充実などを行い、支援の拡充を図る。

② 特別養子縁組制度等の利用促進

- ・特別養子縁組を含む養子縁組制度について、一層の周知啓発を図るとともに、養親子への支援を強化する。また、児童相談所においては、子どもの状況に応じ、特別養子縁組や普通養子縁組が適切と考えられる子どもについて、積極的に制度の活用を検討する。
- ・虐待などのために児童養護施設に入所中の子の中には、特別養子縁組を成立させて家庭において養育することが適切なものが少なくないとの指摘を受けて、特別養子制度をより利用しやすいものとするために、特別養子縁組の成立要件を緩和する（養子となる者の年齢の上限を引き上げる）等の見直しを行う。

③ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進

- ・児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を更に推進するため、支援の拡充を図る。

④ 自立に向けた支援の強化

- ・18歳到達後の者を含め、児童養護施設を退所した子ども等に対し、住まいの確保や進学・就職を支援する措置の拡充を図る。特に、社会的養護自立支援事業の各都道府県での積極的な実施の促進、自立支援資金貸付事業の継続実施、施設における自立支援体制の強化など子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築する。

ぜんこく　じどうせいと　みな　あんしん　そうだん
全国の児童生徒の皆さんへ　～安心して相談してください～

もんぶかがくだいじん
(文部科学大臣メッセージ)

へいせい　ねん　がつ　にち
平成31年3月19日

じどうせいと　みな
児童生徒の皆さんへ

せんじつ　ちばけんのだし　しょうがく　ねんせい　おんな　こ　な
先日、千葉県野田市で小学4年生の女の子が亡くなりました。その
りょうしん　おんな　こ　お　し　うたが
両親には、女の子にひどいケガを負わせ、死なせた疑いなどがありま
す。この女の子は、ゆうき　だ　たす　もと　おとなたち
す。この女の子は、勇気を出して助けを求めてくれましたが、大人達は
えすおえす　う　と　おんな　こ　たす
SOSを受け止めきれず、女の子を助けることができませんでした。

わたし　おとな　に　ど　かな　できごと　かえ
私たち大人はもう二度と、このような悲しい出来事をくり返しません。
がっこう　じどうそうだんじょ　けいさつ　きょうりよく　こと
学校は児童相談所や警察などとしっかり協力して、どんな事があつて
も、みな　さいご　まも　とお
皆さんのことを最後まで守り通していきます。

みな　あんしん　がっこう　せんせい
ですから、皆さんも安心して、学校の先生やスクールカウンセラーなど
まわ　おとな　そうだん　ちよくせつそうだん　もんぶ
周りの大人に相談してください。もし、直接相談しにくかったら、文部
かがくしょう　おこな　じかん　こどもえすおえす
科学省で行っている、「24時間子供SOSダイヤル」(0120-0-78310(な
い　でんわ　やかん　きゅうじつ　じかん　むりよう　みな
やみ言おう))に電話してください。夜間や休日でも24時間、無料で皆さ
そうだん　の　えすえぬえす　つか　そうだん　ちいき
んの相談に乗ります。SNSを使った相談ができる地域もあります。

ぼうりよく　かぎ　ともだち　しんろ
もちろん暴力に限りません。いじめ、友達とうまくいかない、進路で
なや　こま　なん　そうだん　がっこう
悩んでいるなど、困ったことがあれば何でも相談してください。学校が、
みな　なや　う　と　ばしょ　おとな　みな
皆さんの悩みをしっかりと受け止めることのできる場所になり、大人が皆
かなら　しんらい　わたくし　せんとう　た　ぜんりよく　つ
さんから必ず信頼してもらえるよう、私も先頭に立って全力を尽くし
ます。

もんぶかがくだいじん　しばやま　まさひこ
文部科学大臣　柴山　昌彦